



健全な法治国家のために  
声をあげる市民の会

**News Release** 報道関係者各位

2017年5月15日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

**健全な法治国家のために声をあげる市民の会は、学校法人森友学園に対する国有地売買において、近畿財務局および財務省が、交渉記録等を廃棄した事件について、近畿財務局および財務省財務省官僚を、公用文書等毀棄罪で、刑事告発いたしました。**

「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」（代表：八木啓代）は、本日、東京地検に対して、佐川宣寿理財局長ら7名を公用文書等毀棄罪（刑法第258条）で告発する告発状（添付資料）を、提出いたしました。

#### ＜告発の経緯＞

昨年6月、豊中市の8770平米の国有地が、学校法人森友学園に売却された際、鑑定評価額9億5600万円の土地に、ゴミの撤去費用として大幅な値引きがなされてきました。しかし、この売却価格は当初公表されず、しかも、8億1900万円分に相当するとされたゴミの撤去の事実自体が客観的に確認されなかったことから、この売却に何らかの不透明な政治的圧力、もしくは、官側においての不正行為があったのではないかと、の疑惑が持ち上がっているのは周知の事実です。しかし、財務省は、交渉記録文書の存在自体は認めながらも、財務省の内規により、契約締結後ただちに廃棄したと主張し、そのために、国民の財産である国有地の売却に関する経緯の詳細が検証できない事態を招いています。

しかしながら、この財務省の主張は、法的効力を何ら持たない単なる内規にすぎない「細則」を根拠に本件文書の保存期間を1年未満とし、しかも事案が終了していないにもかかわらず、事案が終了したとして文書を廃棄したもので、公文書管理法の趣旨を潜脱した違法・不当な解釈といえるものです。財務省がこれら一連の交渉記録にこの細則を適用したこと自体がこじつけであるというべきであるし、また本件交渉記録は、細則の1年未満の廃棄が予定されるような軽微な文書ではありえません。

財務省のこのような強引な詭弁とそれによって事態を覆い隠そうとする姿勢に対し、多くの国民が納得しがたいと怒りを発していることを踏まえまして、当会告発人一同は、本日、告発を行った次第です。

なお、本告発は、上記のような事情により、「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」の方針に基づき、会員を告発人として行われたものです。問い合わせ等は、代表の八木もしくは、広報担当になされることを要望します。



健全な法治国家のために  
声をあげる市民の会

---

<健全な法治国家のために声を上げる市民の会について>

当市民の会は、学者・研究者、弁護士、会計士、作家、芸術家、会社員など様々な職業・背景を持つ個人（市民）が、ネット上の議論や呼びかけに応じて組織されました。政党などに帰属した従来型の「市民団体」とは一線を画し、本市民の会が掲げる活動テーマに賛同した人々が、共に参加する形で運動を展開するアジェンダ型の市民組織です。これまで、当会では、村木厚子さんの冤罪事件で証拠の改竄をおこなった前田恒彦元検事を「特別公務員職権濫用罪」での告発、陸山会事件において虚偽の報告書を作成した田代政弘元検事を「虚偽有印公文書作成及び行使」「偽証」等で告発するなど、健全な法治国家を実現するための活動を展開しています。また、明治大学大学院とのコラボレーションでシンポジウム「検察、世論、冤罪」を5回にわたり開催し、社会的な提言活動も行ってきました。

代表：八木啓代（やぎ・のぶよ）

ホームページ：<http://shiminnokai.net/>

---

<添付書類>

- ・ 本ニュースリリース
- ・ 告発状

以上

《本発表に関するお問い合わせ》

健全な法治国家のために声をあげる市民の会 広報担当：加藤、京谷

E-mail：[shiminnokai21@gmail.com](mailto:shiminnokai21@gmail.com)

URL：<http://shiminnokai.net/>